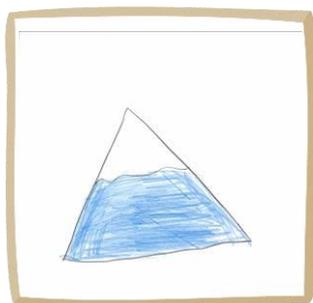
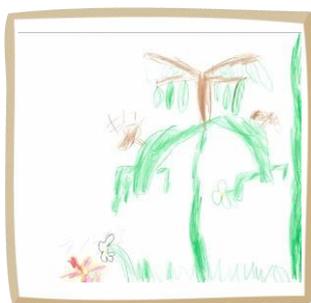
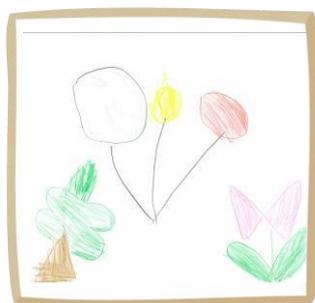


第1章 計画の基本事項

- 1 緑の基本計画とは
- 2 計画改定の背景
- 3 計画の目的
- 4 計画の位置づけ
- 5 計画で対象とする緑
- 6 計画期間
- 7 計画の構成



第1章 計画の基本事項

1 緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、都市緑地法第4条に規定する「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」です。

日進市緑の基本計画（以下「本計画」という。）は、日進市（以下「本市」という。）における緑豊かなまちづくりを市民と協働して進めていくために、必要な緑に関する指針となる計画です。

2 計画改定の背景

本市では、「水と緑を巡りながら、人と人との交流も育まれる“水と緑が織りなすふるさと日進”という基本テーマを掲げた日進市緑の基本計画（以下「旧計画」という。）を2011年（平成23年）3月に策定しました。

それから10年が経ち、旧計画の計画期間が満了を迎えますので、旧計画の評価をするとともに、旧計画策定後に緑に関する情勢が変化したことから、それらの変化に的確に対応するため、旧計画の改定を行います。

緑に関する情勢が変化した主な内容

(1) 第6次日進市総合計画の策定

2021年（令和3年）3月に第6次日進市総合計画が策定され、将来都市像が“いつまでも暮らしやすい みどりの住環境都市”から“ともに暮らす 私たちがつないで創る 人とみどりを大切にすまちなち 日進”に変わりました。

(2) 日進市都市マスタープランの改定

2021年（令和3年）3月に日進市都市マスタープランが改定され、都市づくりの理念が“豊かな緑を尊重し、都市の活力と多様な交流でにぎわう持続可能な都市環境を私たちが育む”に変わりました。

(3) 日進市環境基本計画の改定

2014年（平成26年）3月に日進市環境基本計画が改定され、「第4部 分野別計画」、「第5部 重点プロジェクト」について見直しが行われました。

【緑の基本計画に関連する事項】

- キャッチフレーズ “2024年のこどもたちへ”
- 分野別計画

テーマ①水	テーマ②緑
分野 A. 川や池の水と水辺	分野 C. 里山と息づく動植物
分野 B. 水の風景・水資源	分野 D. 農のある暮らし
	分野 E. 緑のネットワーク

(4) 日進市農業振興地域整備計画の見直し

2018年(平成30年)2月に日進市農業振興地域整備計画が改定され、時代に即した対応をするための見直しが行われました。

【緑の基本計画に関連する事項】

●土地利用の構想

主に天白川、岩崎川沿いに広がる一団の農地は、良好な自然環境の維持・保全といった観点を踏まえた上で、農地・農業振興ゾーンとして位置づけ、現在の土地利用の維持・保全を図るとし、農業基盤を維持し、農地の有効利用や田園景観の保全を進める。

(5) 愛知県広域緑地計画の改定

県内の緑の基本計画の指針となる愛知県広域緑地計画が、2019年(平成31年)3月に改定されました。

緑の機能と基本方針 ※愛知県広域緑地計画(概要版)から抜粋

3つの緑の基本方針

計画の理念 3つの緑 基本方針

豊かな暮らしを支える あいちの緑づくり
緑の質を高め 多様な機能を活用

いのちを守る緑

基本方針 01 緑の恩恵を享受し、自然と調和し災害にも強い緑の都市づくり

- 人にとっても生き物にとっても「緑」は欠かせない存在であることの共通認識を図り、緑を育む行動へと結びつけます。
- 都市づくりと連携しながら、緑が有する防災・減災機能を発揮し、私たちの安全・安心な暮らしを確保します。
- 水と緑のネットワークの形成と生物多様性の確保に向けた取組をさらに推進し、都市に暮らす私たちが、自然にいきる生き物とともに快適に暮らせるよう、まちと自然が調和した持続可能な都市の緑づくりを目指します。

Keyword:
「防災・減災」「生物多様性の確保」「水と緑のネットワーク」「意識・啓発」

暮らしの質を高める緑

基本方針 02 良好な生活環境とQOL(生活の質)を高める緑の空間づくり

- 多様なニーズやライフスタイルがある中で、緑により誰もが居心地が良い空間を創出し、県民の生活の質の向上に資する緑づくりを進めます。
- 心身の健康にとって必要となる自然との触れ合いの場や、公園などのオープンスペースの充実を図ります。
- 四季の移ろいを感じられる花と緑の活用や、自然を身近に感じられる場の創出を図り、風情があり安らぐ緑の空間づくりを進めます。

Keyword:
「QOL(生活の質)」「健康増進・健康維持に資する緑」「花と緑のまちづくり」「高齢者・子育て支援」

交流を生み出す緑

基本方針 03 多様な主体との連携と地域の特性を活かす緑づくり

- 交流を通じてコミュニティを醸成し、県民の暮らしに彩りを添えることの出来る緑の創出と活用を進めます。
- 愛知らしい固有の緑を効果的に活用・PRすることで、地域の特色を活かした魅力向上を図ります。
- 多様な主体が相互にコミュニケーションを図りながら連携・協働し、緑の魅力やポテンシャルを引き出す緑づくりを目指します。

Keyword:
「地域コミュニティ」「交流」「歴史・地域資源」「イベント」「連携・協働」「マネジメント」

(参考：愛知県ホームページ)

また、計画では、東部丘陵が“県土の骨格を形成する緑地”として、「今後も継続して保全し、活かしていくことが必要」と明記されています。

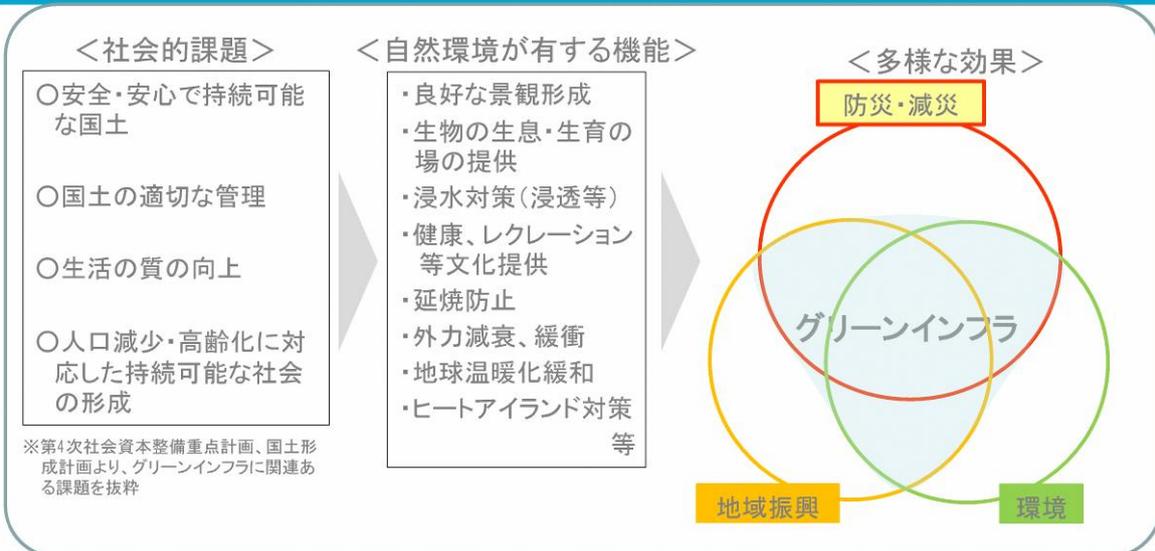
(6) グリーンインフラの取組推進

2015年度（平成27年度）に閣議決定された国土形成計画、第4次社会資本整備重点計画では、「国土の適切な管理」、「安全・安心で持続可能な国土」、「人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成」といった課題への対応の一つとして、グリーンインフラの取組を推進することが盛り込まれました。

コラム1：グリーンインフラ

- 「グリーンインフラ」とは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるものです。（*現行の国土形成計画における定義と同様）
- 従って、自然環境への配慮を行いつつ、自然環境に巧みに関与、デザインすることで、自然環境が有する機能を引き出し、地域課題に対応することを目的とした社会資本整備や土地利用は、概ねグリーンインフラの趣旨に合致します。
- これらの取組は、河川、海岸、都市、雨水貯留浸透、道路、国土管理等既往の社会資本整備や土地利用に多く見られることから、こういった取組を「グリーンインフラ」と呼称するか否かは、当面重要ではなく、かかる取組の推進により自然環境が有する機能を引き出し、地域課題に対応していくことを通して、持続可能な社会や自然共生社会の実現、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資に貢献するという考え方が重要です。

7. グリーンインフラとは(当面)(イメージ)



○防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献等、地域課題への対応

○持続可能な社会、自然共生社会、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資への貢献

(参考：国土交通省ホームページ)

(7) 新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開

2016年（平成28年）5月に、国土交通省が都市公園をはじめとする緑とオープンスペースの新たな時代に向けた基本的考え方と施策の方向性を取りまとめた「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終報告書が公表されました。

新たなステージに向けた重点的な戦略

<h4 style="text-align: center;">1. 緑とオープンスペースによる都市のリノベーションの推進</h4> <p style="text-align: center;">緑とオープンスペースの、都市をより美しく、暮らしやすく再構築できる力を最大限発揮するための以下の施策を実施し、都市のリノベーションを推進</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>(1) 緑の基本計画等による戦略的な都市再構築の推進</p> <p>多様な生物を育み、良好な都市環境を形成する根幹となる緑とオープンスペースを軸として集約型都市構造化を進める方針など、リノベーション戦略の方針を緑の基本計画で整理し、計画的に推進</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>(2) 民の広場空間等との連携強化による緑の多価値化</p> <p>民の広場空間等との連携を強化し、温暖化対策、生物多様性の確保、防災性の向上等、緑の多面的な価値を発揮</p> <p style="font-size: small;">(施策例) ・良質な広場空間等の公共的な価値の適正な評価の検討 ・広場空間の防災性向上等への公的な支援</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(3) 都市公園の配置と機能の再編等による都市の活性化</p> <p>地域に応じた都市公園の配置と機能の再編等を戦略的に進め、都市を活性化</p> <p style="font-size: small;">(施策例) ・都市の活性化、機能向上を目的とした戦略的な都市公園の再編</p> </div>	<h4 style="text-align: center;">2. より柔軟に都市公園を使いこなすためのプランニングとマネジメントの強化</h4> <p style="text-align: center;">都市公園をより柔軟に使いこなすことで、都市の様々な課題の解決にその多機能性を最大限発揮できるよう、以下の施策を実施</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>(1) 都市経営の視点からの都市公園マネジメントの推進</p> <p>まちの魅力、価値の向上に向けた都市経営の視点からの都市公園のポテンシャルを発揮するための計画に基づくマネジメントの推進</p> <p style="font-size: small;">(施策例) ・都市域全体の都市公園の総合的なマネジメント計画や個別公園毎のマネジメント計画の策定推進</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>(2) 地域の特性やニーズに応じた都市公園の整備の推進</p> <p>子育てなど地域ニーズに応じた都市公園の整備、施設の設置を促進することで、都市公園を活性化、まちを活性化</p> <p style="font-size: small;">(施策例) ・地域ニーズに応じた都市公園に設置できる施設等の拡充</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(3) 都市公園の特性に応じた多様な主体による公園運営の推進</p> <p>地域住民による主体的な公園運営や、民間事業者との連携等による収益の向上と、都市公園の管理の質の向上への収益の充当等を促進</p> <p style="font-size: small;">(施策例) ・市民主体の団体や民間事業者による自律的な公園運営を可能とする制度の充実</p> </div>
<h4 style="text-align: center;">3. 民との効果的な連携のための仕組みの充実</h4> <p style="text-align: center;">1. 2. を行政、市民、民間事業者等がそれぞれの役割に応じて推進するため、効果的な連携の体制や仕組み等の充実を図る</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 緑とオープンスペースの利活用を活性化するための体制の構築</p> <p>緑とオープンスペースの利活用の活性化を促進する多様な主体との連携体制の構築</p> <p style="font-size: small;">(施策例) ・地域のニーズに応じた利活用ルール等を様々なステークホルダー等と合意しながら決めていく協議会の設置</p> </div> <div style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(2) 新たなステージを支える人材の育成、活用</p> <p>都市のため、市民のための発想で施策を推進できる人材を育て、サポートする仕組みを設置</p> <p style="font-size: small;">(施策例) ・管理運営の質を向上させるための情報交換会等の定期的開催 ・民間資格の活用、専門人材の派遣等の検討 ・行政と市民をつなぐコーディネーター、ファシリテーターの育成</p> </div> <div style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(3) 都市公園等の品質を確保、評価する仕組み</p> <p>維持管理の技術的基準の明確化、都市公園の管理の質を客観的に評価する仕組みの創設</p> <p style="font-size: small;">(施策例) ・都市公園や広場空間の管理の質を客観的に評価する仕組みの創設</p> </div> </div>	

1. 都市を取り巻く社会状況 ○少子高齢化と人口減少 ○都市化の進展と国民の環境問題等への関心の高まり ○地方の活性化と大都市のグローバル化
○社会資本の整備と老朽化の進行 ○財政面、人員面の制約の深刻化 ○国民の価値観の多様化

2. 緑とオープンスペースの状況 ○都市公園ストックの一定の蓄積（1.0万箇所、1.2万ha）
○施設の老朽化と計画的かつ適切な維持管理
○財政制約が深刻化する中で戦略的なストックマネジメント 等

3. 今後の都市の方向性 ○集約型都市構造化、都市と緑・農の共生が実現された都市
○大規模地震等の災害に対してレジリエントな都市
○グローバルな都市、水や緑あふれ、歴史・文化が薫る美しいまち 等

新たな時代の都市をつくる緑とオープンスペースの基本的考え方

緑とオープンスペースの政策は 『新たなステージ』 へ移行すべき

緑とオープンスペースの多機能性の再認識と都市の特性に応じた発揮

社会が成熟化し、市民の価値観も多様化する中、都市基盤も一定程度整備されたステージにおいて、緑とオープンスペース政策は、**緑とオープンスペースが持つ多機能性を都市のため、地域のため、市民のために発揮すべく、そのポテンシャルを最大限発揮させるための政策へ移行すべき**

【緑とオープンスペースの多機能性の発揮により実現できる都市像の例】

- 集約型都市構造化が課題となっている都市において、**都市の再構築にあわせた緑とオープンスペースの再構築**により、緑豊かでゆとりある都市生活を実現
- 国際競争力強化が課題となっている都市において、**都市のブランドとなる緑とオープンスペースが**、生物多様性に富んだ美しく風格ある都市を形成
- 地方創生が課題となっている都市において、**地域の資源を活かした個性豊かな緑とオープンスペースが**、個性と活力のある都市づくりを実現
- 地域コミュニティの希薄化が課題となっている都市において、**地域住民が自律的に運営する緑とオープンスペースが**、やすらぎを実感できる暮らしを実現

新たなステージで重視すべき観点	ストック効果をより高める	民との連携を加速する	都市公園を一層柔軟に使いこなす
<p>パラダイムのシフト</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●整備、面積の拡大を重視 ●都市公園の中だけでの発想 	<ul style="list-style-type: none"> ●行政主体の整備、維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> ●硬直的な都市公園の管理 ●維持管理の延長での公園運営
	<ul style="list-style-type: none"> ●使うこと、活かすことを重視 ●都市全体、まちづくり全体の視野での発想 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民やNPO等の主体的な活動を支援 ●民間施設との積極的な連携 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域との合意に基づく弾力的な運用 ●まちづくりの一環としてのマネジメント

(参考：国土交通省ホームページ)

(8) 都市緑地法等の一部を改正する法律の施行

2017年(平成29年)に緑の基本計画策定の法的根拠である都市緑地法等の改正があり、都市公園の管理の方針等、緑の基本計画の記載事項が拡充されました。

都市緑地法の一部を改正する法律の概要

●都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年法律第26号)

背景・必要性

- ◆まちづくりに当たって、公園、広場、緑地、農地等のオープンスペースは多面的な機能を発揮
 - ー 景観(潤い)、環境(雨水貯留、生物多様性)、防災(延焼防止、避難)、体験・学習・交流、にぎわい
- ◆緑豊かなまちづくりに向けては、以下のような課題が顕在化
 - ✓ 量的課題 ー 一人当たり公園面積が少ない地域が存在
 - ー これまで宅地化を前提としてきた都市農地は、減少傾向
 - ✓ 質的課題 ー 公園ストックの老朽化の進行・魅力の低下、公園空間の有効活用の要請等
 - ⇒ 一方、使い道が失われた空き地が増加
- ◆地方公共団体は、財政面、人材面の制約等から新規整備や適切な施設更新等に限界
 - …「経済財政運営と改革の基本方針2016」、「日本再興戦略2016」(閣議決定)において都市農地の確保、保育所の公園占用特例の一般化等を措置するよう位置付け

概要



【目標・効果】

民間活力を最大限活かして、緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現
 (KPI) 民間活力による公園のリニューアル 約100件(2017~2021 [2017:5件 ↗ 2021:40件])
 民間主体による市民緑地の整備 約70件(2017~2021 [2017:5件 ↗ 2021:25件])

※地方公共団体等への意向把握をもとに推計

(参考:国土交通省ホームページ)

(9) 持続可能な開発目標 (SDGs) について

2018年(平成30年)3月に策定した「日進市ESD推進基本方針」により、本市はSDGsに貢献できる担い手づくりのためESDの考え方を取り入れた人づくりを行い、持続可能な社会の実現を目指しています。

コラム2 : SDGs の17の^{ゴール}目標

SDGsは、発展途上国のみならず先進国を含む国際社会全体の開発目標として、持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標及び細分化された169のターゲットから構成され、地球上の「だれ一人取り残さない」社会の実現をめざし、環境・経済・社会の諸課題を包括的に扱い、広範囲な課題に対する統合的な取組が示されています。

本市においても、持続可能な社会を実現するため、SDGsを達成するための取組を積極的に推進していきます。



17の目標は大きく分けて、3つの視点に分類できます。

目標1から目標6は、貧困や飢餓、水の衛生等。開発途上国の基礎的な目標が中心となっていますが、目標5のジェンダー平等については先進国でも多くの課題を抱えています。

目標7から目標12は、働きがい、経済成長、技術革新、クリーンエネルギー等の言葉が並んでいます。先進国や企業にとっても取り組むべき課題が少なくありません。また、目標12のつかう責任では一人ひとりの消費者にも持続可能な世界のために責任があるとされています。

目標13から目標15は、気候変動、海洋資源、生物多様性等グローバルな課題です。そして目標16では世界平和、目標17では国や企業や人々の協力を呼びかけています。

SDGs の 17 の^{ゴール}目標と自治体行政の果たし得る役割

ゴール 目標	目標の意訳文 自治体の果たし得る役割
 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民に必要な最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p> <p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p> <p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善するために必要であるという研究も報告されています。</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児の能力強化を行う</p> <p>ジェンダー平等を達成し、女性や女児のエンパワメントを図ることは、自治体の重要な政策の一つです。自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p> <p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p> <p>公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>

SDGs の 17 の^{ゴール}目標と自治体行政の果たし得る役割

ゴール 目標	目標の意識文
	自治体の果たし得る役割
<p>8 働きがいも 経済成長も</p> 	<p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p> <p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>
<p>9 産業と技術革新の 基盤をつくらう</p> 	<p>強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p> <p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援等を盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>
<p>10 人や国の不平等 をなくそう</p> 	<p>各国内及び各国間の不平等を是正する</p> <p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
<p>11 住み続けられる まちづくりを</p> 	<p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p> <p>包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>
<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>持続可能な生産消費形態を確保する</p> <p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底等、市民対象の環境教育等を行うことでこの流れを加速させることが可能です。</p>
<p>13 気候変動に 具体的な対策を</p> 	<p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p> <p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
<p>14 海の豊かさ を守ろう</p> 	<p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p> <p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>

SDGs の 17 の^{ゴール}目標と自治体行政の果たし得る役割

ゴール 目標	目標の意識文
	自治体の果たし得る役割
 <p>15 陸の豊かさも 守ろう</p>	<p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p> <p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
 <p>16 平和と公正を すべての人に</p>	<p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p> <p>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促し、参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らす^{こと}も自治体の役割といえます。</p>
 <p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p>	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p> <p>自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPO などの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

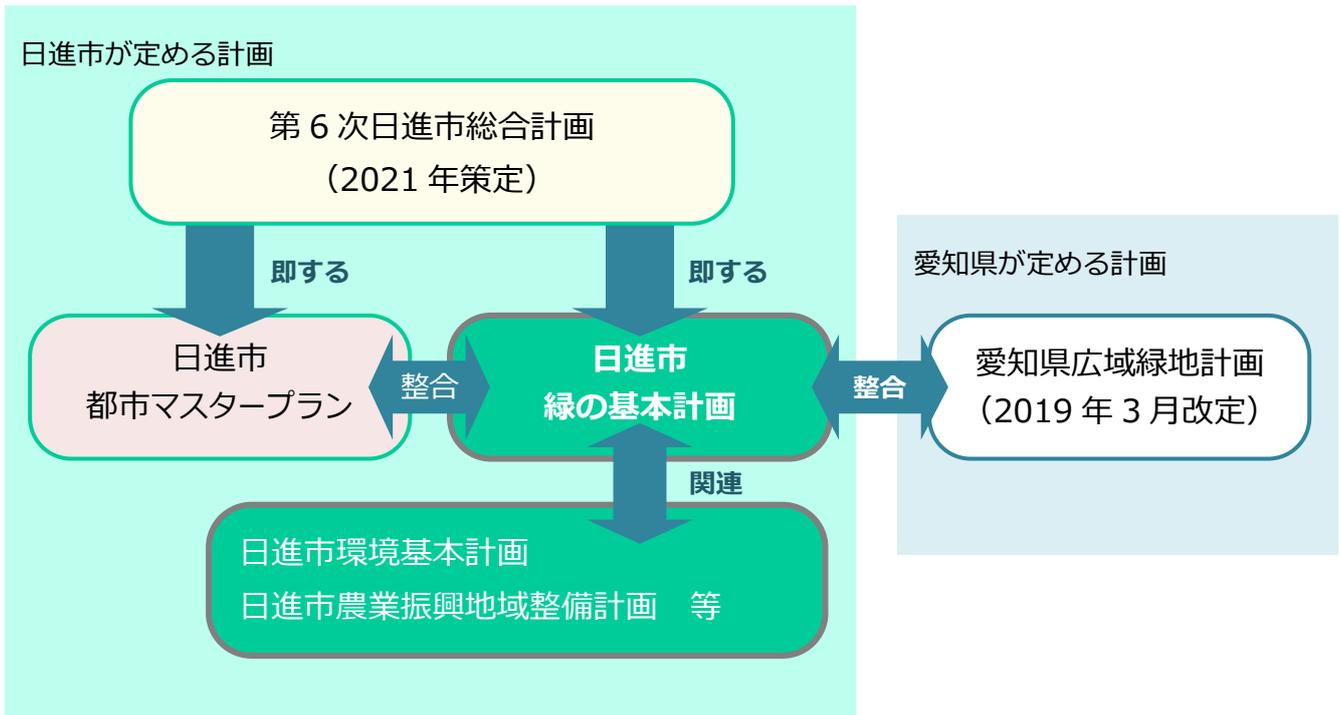
(参考：第6次日進市総合計画)

3 計画の目的

本計画は、旧計画の内容の検証や、市民アンケート、市民ワークショップによる市民ニーズを反映させ、本市の緑のまちづくりを推進していくための指針となることを目的としています。

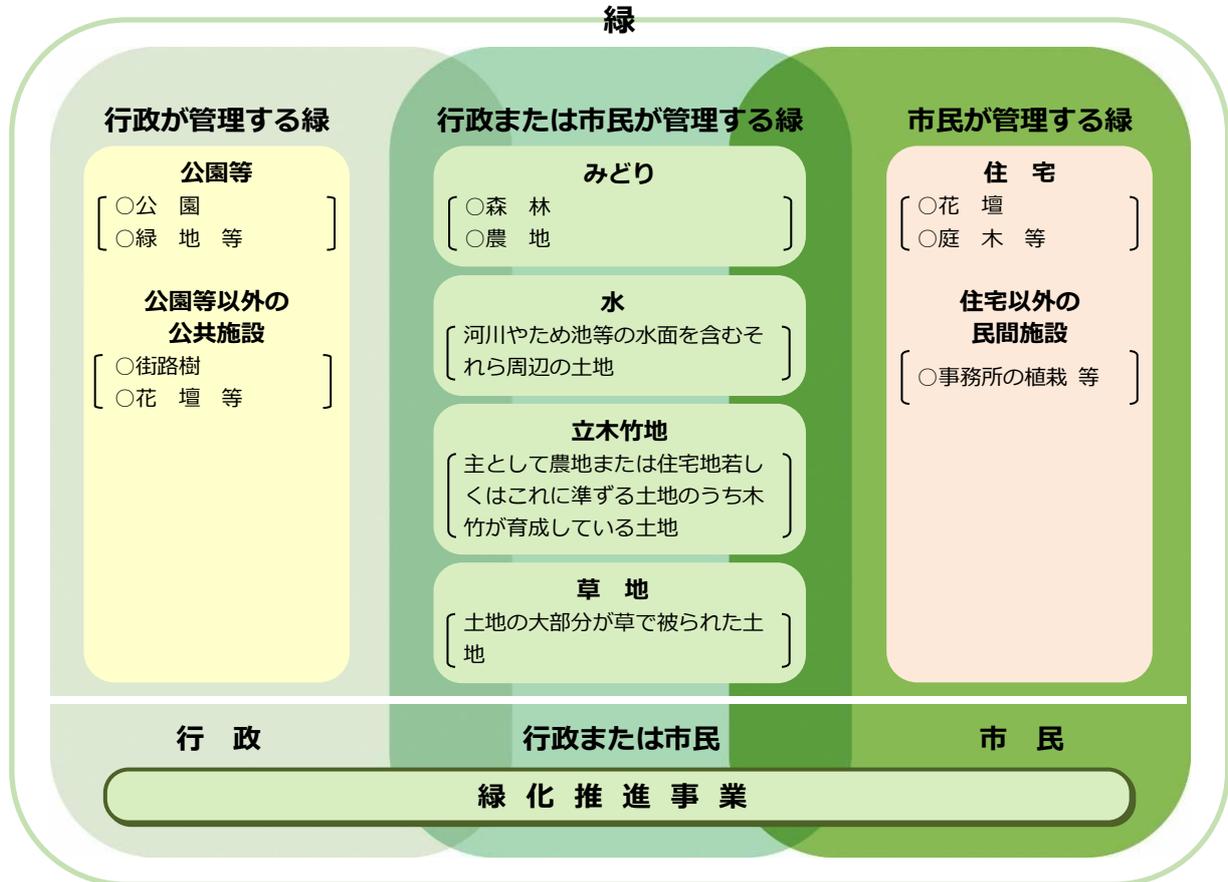
4 計画の位置づけ

本計画は、日進市総合計画に即し、日進市都市マスタープランと整合させ、愛知県広域緑地計画とともに、関連する各分野の計画との連携や整合を図ります。



5 計画で対象とする緑

本計画で対象とする緑は、草花や樹木といった植物とそれらが生育する土地の空間、水辺地及び緑の保全や啓発等につながる事業（以下「緑化推進事業」という。）を指し、主に次のように分類分けします。



【注意】行政が管理する緑には、管理の一部を市民にご協力いただいているものも含まれます。

■主な緑の例



6 計画期間

本計画は、日進市都市マスタープランと整合が取れた内容にする必要があるため、日進市都市マスタープランの計画目標年次である2030年度（令和12年度）までを目標年次とします。

なお、計画期間内であっても、日進市都市マスタープランの改定等、本計画の見直しが必要になった場合には、見直しを行っていきます。

7 計画の構成

本計画は、「2 計画改定の背景」を踏まえ、次の「計画改定の視点」をもって、市民に分かりやすい構成となるようまとめています。

（1）計画改定の視点

●市民の意見を参考にしながら作成

旧計画では、市民主体のワークショップ形式で行われた緑の基本計画策定委員会にて市民の意見を確認し、参考にさせていただきましたが、本計画では、ワークショップのほか市民等にご協力いただき緑に関するアンケートも実施し、より多くの市民の皆様のご意見を確認し、参考にしました。

●緑の定義の明確化

旧計画では、緑の定義がなく、緑、緑地、里山、緑化等の記述が混在していたことから、計画の対象を分かりやすくするため、緑の定義を明確に示しました。

●緑の現況の明確化

緑の現況を分かりやすくするため、森林や農地等、明確にイメージできるものだけに特化しました。

●旧計画の評価

旧計画の施策の評価を実施し、その検証をしました。

●緑が持つ機能の整理の削除

旧計画では、緑の持つ機能を「環境保全機能」、「防災機能」、「レクリエーション機能」、「景観形成機能」の4つの機能に分類しましたが、それ以外にも「子育て」、「教育」等、まちづくりの様々な分野において、緑は多様な機能を有し、市民の快適な暮らしに貢献しています。

旧計画では、緑の課題と緑が持つ機能に着目し内容を整理しましたが、より分かりやすい計画にするために緑の課題に特化して整理することとしましたので、緑の持つ機能に関する整理は削除しました。

●地域別構想を小学校区単位に変更

旧計画では、地域を「自然景勝・里山田園エリア（主に市街化調整区域）」と「市街地緑化推進エリア（主に市街化区域）」の2地区でしたが、小学校区単位とすることで、より地域の実情を踏まえることに努めました。

●緑の「質」の向上

本市は、土地区画整理事業を中心とした宅地等の開発と緑の保全の調和を図られた緑豊かなまちづくりを進めてきたことから、多くの方に市外から本市に移り住んでいただきました。今後においても、同様の方針をもって都市づくりを進めていくことから、土地区画整理事業区域内の森林等の緑は量的に減少していく傾向は続くと考えられます。

また、「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終報告書でも示されたように、新たなステージで重視すべき観点の一つとしては「ストック効果をより高める」ということが示されました。

このような状況から、緑の「量」にとらわれすぎることではなく、緑の多様な機能が発揮できるように適切なメンテナンスを行うことや、緑の多様性を維持するための配慮を行う等、**本市の緑を目的に応じた「健全で良質な緑」**にするために、緑の「質」の向上に主眼をおきました。

コラム3：「健全で良質な緑」と緑の「質」の向上とは

■「健全で良質な緑」とは

植物の生育が良好であることや、緑の多様性（生物多様性の保全、都市環境の改善、防災・減災、レクリエーション、景観形成の他、心理的（ストレス軽減、癒し等）に作用する機能）が発揮されていることを言います。

■緑の「質」の向上とは

緑には多様な機能があります。これらが最大限に発揮できるように適切なメンテナンスを行うことや、緑の多様性を維持するための配慮を行うことが緑の「質」の向上になります。

●愛知県広域緑地計画やSDGsとの関係を明確化

各施策が愛知県広域緑地計画の方針のどこに対応しているか、SDGsの目標のどこに対応しているかを明確化することで、愛知県広域緑地計画との整合やSDGsの取組が分かるようにしました。

●読みやすく、愛着や興味を持ってもらえる計画

内容のスリム化や、関連事項のコラムを掲載し、読みやすい内容になるよう努めました。

また、主に子どもに「かいてみよう！みどりのにっしん」をテーマとして描いてもらった絵を挿絵として活用することで、愛着や興味を持ってもらえる計画となるよう努めました。

※本計画では「等」を利用していますが、市民意識調査やその他計画等からの転記について、元の記述で「など」を使用している場合は「など」を使用します。

(2) 旧計画と本計画の構成比較

